「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり」ホームページへのユニバーサル デザインに配慮した製品掲載要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、三重県(以下「県」という。)の資産を活用し、民間事業所等(以下「事業所等」という。)が製作した「ユニバーサルデザインに配慮した製品」(以下「UD製品」という。)を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

#### (UD製品)

- 第2条 この要綱に定めるUD製品とは、できるだけ多くの方が使いやすいよう に配慮された製品で、以下に掲げるユニバーサルデザインの原則を取り入れ たものをいう。
  - ① だれでも使えて手にいれることができる(公平性)
  - ② 柔軟に使うことができる(自由度)
  - ③ 使い方が簡単にわかる(単純性)
  - ④ 使う人に必要な情報が簡単に伝わる(わかりやすさ)
  - ⑤ 間違えても重大な結果にならない(安全性)
  - ⑥ 少ない力で効率的に、楽に使える(省体力)
  - ⑦ 使うときに適当な広さがある(スペースの確保)

### (UD製品掲載の基準)

- 第3条 県内に本社、または支店等を置く事業所等が製造・開発したUD製品で、 次のいずれにも該当しないものとする。
  - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
  - (2)公序風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
  - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
  - (4) 政治性のあるもの
  - (5) 宗教性のあるもの
  - (6) 社会的批判を招くおそれのあるもの
  - (7)教育的又は健康的な配慮が必要なもの
  - (8) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
  - (9) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
  - (10)前各号に揚げるもののほか、掲載する製品として妥当でないと県が認めるもの
- 2 次のいずれかに該当する業種又は業者に係る「UD製品」は掲載することが

できない。なお、「UD製品」の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (2)消費者金融に係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) ギャンブルに係るもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (6) 県から落札資格停止等の措置を受けている者又は不利益処分を受けて いる者
- (7)消費税及び地方消費税又は県税を滞納している者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、「UD製品」を掲載する業種又は業者として妥当でないと県が認めるもの

### (「UD製品」掲載箇所)

第4条 「UD製品」の掲載する箇所は「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり」ホームページ内の「UD製品紹介」のページとする。

## (「UD製品」の掲載期間)

第5条 「UD製品」を掲載する期間は、原則掲載開始日より 2 年間とし、その 後の掲載に関しては、両者で協議するものとする。ただし、県は当該「UD製 品」が製造中止となった場合等は掲載対象としないことができる。

### (「UD製品」掲載の募集方法)

第6条 「UD製品」掲載に関する募集方法は「三重県ユニバーサルデザインの まちづくり」ホームページ内で行うものとする。

# (「UD製品」紹介掲載の決定)

第7条 県は事業所等より「UD製品」掲載の申込みがあった場合は、地域福祉 課が本要綱により審査し、「UD製品」掲載を決定する。

#### (「UD製品」掲載の取り下げ)

- 第8条 「UD製品」の製造した事業所等は、自己の都合により、ホームページ への掲載を取り下げることができる。
- 2 また県が掲載している「UD製品」について、掲載することが適当でないと 認めた場合は、県は掲載対象としないことができる。

# (事業所等の責務)

第9条 ホームページに「UD製品」が掲載された事業所等は、「UD製品」の内容に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

## (その他)

第10条 この要綱に定めるほか、「UD製品」掲載に関しての必要な事項は、県 および事業所等で協議し決定するものとする。

# 附則

この要綱は平成23年2月16日から施行する。

# 附則

この要綱は令和5年11月7日から施行する。